

平成29年5月26日

保護者の皆様へ

摂津市立摂津小学校
校長 東 秀人

暴風警報（暴風特別警報）または 大雨特別警報発令時における対応について

気象警報等の発令による措置についてお知らせします。

ご家庭におかれましても、児童の安全確保のため標記警報につきましてご確認いただきますようお願いいたします。

1. 登校前に暴風警報（暴風特別警報）または大雨特別警報が発令されている場合

- ◆午前7時の時点で発令中の場合
 - 自宅待機とする。
 - 給食が停止される。
- ◆午前9時までに解除された場合
 - その時点で登校を始める。
 - 午前中授業とする。
- ◆午前9時までに解除されなかった場合
 - 臨時休校とする。

2. 授業途中で、暴風警報（暴風特別警報）または大雨特別警報が発令された場合

- ◆安全状況を確認の上、臨時休校の措置をとり下校させる。
- ◆危険箇所には教職員が立つ、或いは誘導するなどの配慮のもと集団下校させる。
- ◆午前中に発令された場合、給食時間を早めてできる限り給食終了後に下校させる。

3. 午前7時～始業の間（登校時間帯）に暴風警報（暴風特別警報）または大雨特別警報が発令された場合

- ◆登校開始前の児童は、登校せずに自宅待機とする。
→ その後は、上記「1」に従う。
- ◆登校した児童については、学校待機とする。
→ その後は、上記「2」に従う。
(※給食は、自宅待機の児童もいるため停止する)

4. その他の警報（大雨・洪水など）の場合

- ◆登校を原則とする。
ただし学校長が、地域の状況について危険であると判断した場合には、8時までには教育委員会と連絡を取った後、休校措置をとる。

※ 標記警報発令による児童の下校とその対応方法について、ご家庭であらかじめご確認いただきますようお願いいたします。

※ 雷鳴がひどい時は、しばらく様子を見て下校させます。

保存版

平成29年5月26日

保護者の皆様へ

摂津市立摂津小学校
校長 東 秀人

地震発生時における対応について

地震発生時の学校としての措置をお知らせいたします。

ご家庭におかれましても、十分ご注意いただき、児童の安全確保につきましても、よろしくお願いいたします。

(摂津市教育委員会「地震発生時における安全対策並びに措置」に基づく)

◆地震発生時の措置

1. 震度5強以上の大規模地震（余震）が発生した場合
(摂津市役所内に「災害対策本部」が設置されます。)

登校前	学校は臨時休校となります。
登校中	安全な場所に一時避難した後、原則として、すみやかに登校させてください。
在校時	安全な場所に一時避難させます。 安全を確認した後、保護者に引き渡します。 その間、学校にて保護しますので、できる限りすみやかに迎えに来て下さい。
下校中	児童は、安全な場所に一時避難した後、すみやかに帰宅する。

2. 震度5強未満の地震（余震）の場合について

学校の施設の状況・通学路の状況により、臨時休校の措置をとるかどうかが判断します。
臨時休校の連絡がない限り、登校させてください。